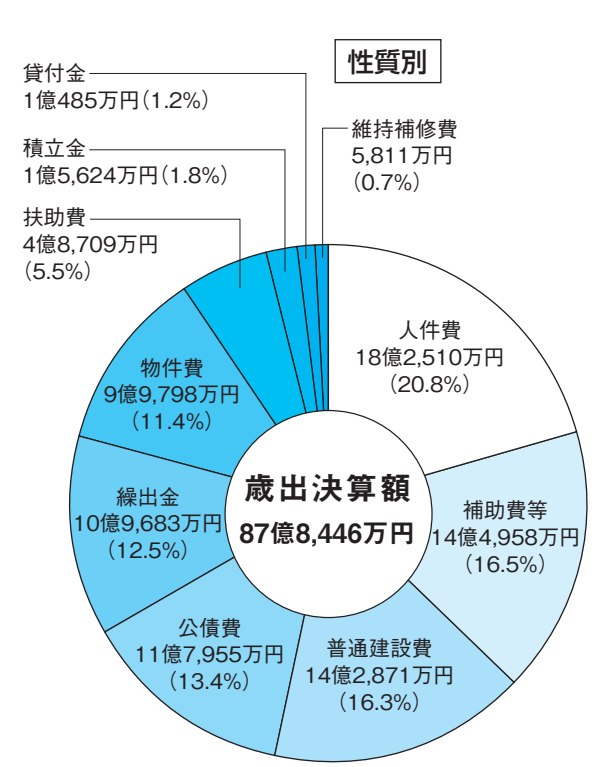
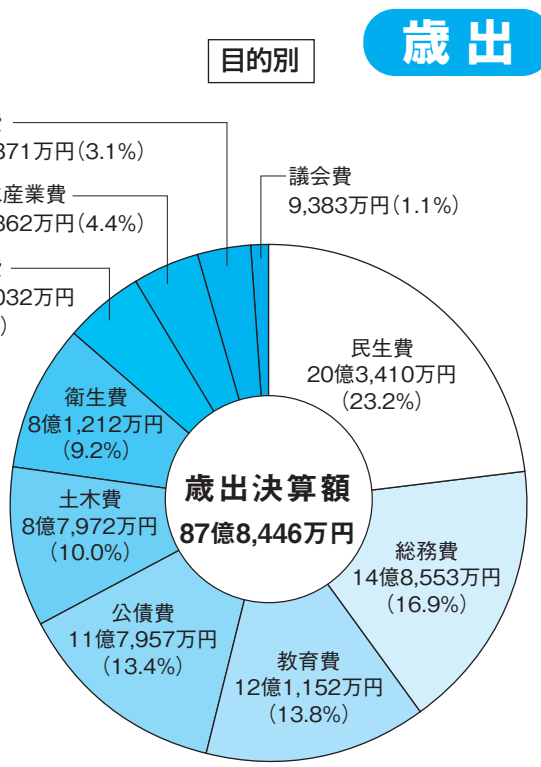
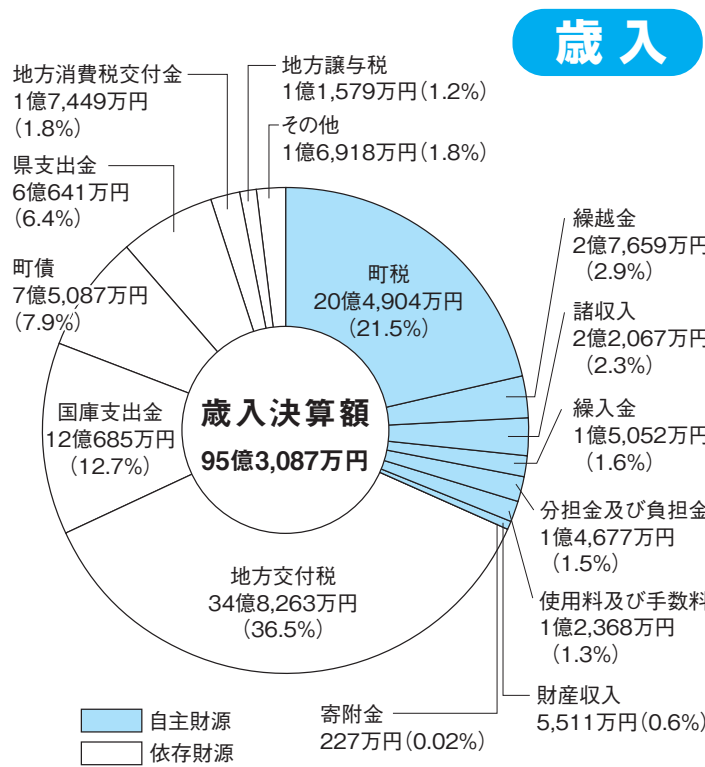


# 平成21年度決算報告

## 一般会計・特別会計が認定

平成21年度那珂川町の一般会計及び各特別会計の決算が、9月7日から9月13日まで行われた第5回那珂川町議会定例会で認定されました。

一般会計の決算額は、歳入が95億3,087万3,919円で前年度に比べ8.9%の増、歳出が87億8,446万6,882円で前年度比7.4%の増となり、差引額は7億4,640万7,037円。このうち繰越明許費繰越額4,105万1千円を差し引いた実質収支額は、7億5,355万6,037円となりました。また、8つの特別会計の合計額は歳入が45億6,547万8,281円で、前年度に比べ、23.0%の減、歳出は42億5,160万7,870円、前年度比24.9%の減と



水道事業会計では、資本的収入額が資本的支出額に不足する9,046万6,895円は、損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補てんしました。

### 一般会計の概要

歳入の主なもの、地方交付税、町税、国庫支出金及び臨時財政対策債や過疎対策事業債等の地方債であります。また、依存財源と自主財源の構成比は、それぞれ68.3%、31.7%となりました。

歳出の主なもの第1は、民生費で、統合保育園建設事業費のほか、各種の福祉事業や子育て支援事業費であります。第2は総務費で、国の経済対策に伴う定額給付金給付事業や、定住促進を図るための「高手の里」整備事業、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金のほか、総務管理費などが主なもの、第3は教育費で、小川中学校屋内体育館改築工事や校舎耐震工事などの施設整備事業のほか、学校教育や社会体育の振興に要した経費が主なもの、第4は公債費となりました。

## 平成21年度 那珂川町の健全化判断比率等を公表します。

### 健全化判断比率とは？

財政破たん団体が出るのを未然に防ぐため、これまで一般会計と一部の特別会計のみで判断していた財政指標を、地方公共団体の全会計だけでなく、公社や第三セクターの決算とも連結させ判断する新しい財政指標です。地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公表することになるのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標と資金不足比率です。

### 判断基準は？

財政指標のうち1つでも「早期健全化基準」を上回れば黄色信号。「財政健全化計画策定」、「外部監査」等の導入をし、自主的に改善努力をすることになります。そして財政悪化がさらに進み「財政再生基準」を上回ると赤信号。「財政再生計画策定」及び「計画についての国の同意」、「地方債の制限」等、国の監視下に置かれ、町の事業が大幅に縮小され結果的に住民サ

### 特別会計・公営企業会計

会計名	決算額			
	歳入	歳出	差引	
国民健康保険	21億7,613万円	20億1,852万円	1億5,761万円	
老人保健	823万円	790万円	33万円	
後期高齢者医療	1億4,726万円	1億4,498万円	228万円	
ケーブルテレビ事業	3億1,329万円	2億6,672万円	4,657万円	
介護保険	12億9,673万円	12億2,266万円	7,407万円	
下水道事業	3億3,244万円	3億1,918万円	1,326万円	
農業集落排水事業	4,691万円	4,394万円	297万円	
簡易水道事業	2億4,447万円	2億2,771万円	1,676万円	
合計	45億6,546万円	42億5,161万円	3億1,385万円	
水道事業	収益的収支	2億3,553万円	2億1,003万円	2,550万円
	資本的収支	1億4,677万円	2億3,724万円	△9,047万円

※会計毎に万円単位に端数調整しています。



ビスの低下につながるようになります。

**那珂川町の状況は？**

平成21年度決算に基づき算定された那珂川町の健全化判断比率及び資金不足比率は、別表のとおりすべて国の基準値以下となりました。健全化法上は「健全」と判断されましたが、町税収入が少なく、

地方交付税への依存度が高い財政状況であることには変わりなく、継続的な行財政改革の推進を図り、健全財政の運営に努めていきます。



### 健全化判断比率

指標	那珂川町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	14.45%	20.00%
連結実質赤字比率	—	19.45%	40.00%
実質公債費比率	12.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	57.7%	350.0%	

※実質赤字額、連結実質赤字額が少ないため、「—(該当なし)」で表示しています。

### 資金不足比率

特別会計等	那珂川町	経営健全化基準
水道事業会計		
下水道事業特別会計	—	20.00%
農業集落排水事業特別会計		
簡易水道特別会計		

※資金不足比率がない会計は「—(該当なし)」で表示しています。